社会福祉法人　慈徳会

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

職員が仕事と家庭を両立させることができ、すべての職員がその能力を十分に発揮することができるよう行動計画を策定する。

１．計画期間　　令和５年８月１日～令和１０年７月３１日までの５年間

２．内容

目標（１）

年次有給休暇の取得を促進し、平均取得日数１５日以上を目指す

≪対策≫

①令和５年８月～　リーダー会議等において年次有給休暇の取得促進の説明を行う。

②令和５年８月～　年次有給休暇の取得がしやすいよう職員の採用活動を強化する。

③令和６年４月～　夏季休暇や春季休暇とした計画的な年次有給休暇の取得促進を行う。

目標（２）

産前産後休暇や育児休業等の各種制度の職員全体へ周知し、出産後も安心して働ける職場作りを目指し、出産後の退職者を出さない。

≪対策≫

①令和５年８月～　新規採用時に出産・育児に関する諸制度の説明を行う。

②令和５年８月～　各部署への制度に関する規程類の配布と相談窓口の設置。

③令和６年４月～　各種制度改正があった時の職員への説明の実施。

以上